

北栄町議会基本条例 検証結果報告書

令和4年10月
北栄町議会

1. はじめに

北栄町議会では市政の情報公開と町民参加を基本とした、北栄町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的に、平成 21 年3月に北栄町議会基本条例(以下「条例」という。)を制定した。

条例第21条において「議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを全員協議会で検討する」と規定されていることから、条例の規定どおりに目的が達成されているか全員協議会で検証を重ねてきた。

この度、検証の結果がまとまったことから、ここに報告するものである。

2. 検証方法

検証方法については、条例一項ごとに行うこととし、各議員が検証シートにもとづいて、課題・問題点等をあげた。それを集約した検証シートを基に、全員協議会において、評価・検証に取り組んだ。

また、評価の基準は、下表のとおりとした。

評価	評価基準
A	全て達成できたもの
B	概ね達成できたもの
C	取り組んでいるが達成が不十分なもの
D	取組、達成とも不十分なもの
X	検証の必要がないもの

3. 全員協議会による検証会議

回数	開催日	検証内容
1	令和3.12.24	・検証の進め方について
2	令和3.12.24	・検証内容を協議(1条～4条)
3	令和4. 1.24	・検証内容を協議(5条～12条)
4	令和4. 4. 8	・検証内容を協議(13条～21条)
5	令和4. 5.30	・検証のまとめと評価(1条～11条)
6	令和4. 6.28	・検証のまとめと評価(12条～21条)
7	令和4.10.13	・検証結果報告書(案)協議

4. 検証結果

検証の結果は次頁以降のとおりで、評価の内訳は下記のとおり。

評価内容		項目数
A	全て達成できたもの	4
B	概ね達成できたもの	11
C	取り組んでいるが達成が不十分なもの	8
D	取組、達成とも不十分なもの	8
X	検証の必要がないもの	10

検証の結果、「C:取り組んでいるが達成が不十分なもの」「D:取組、達成とも不十分なもの」となった項目については、今後、改善に取り組む必要がある。特に下記の点については早急に取り組む必要がある。

(1)「議員相互の討議」について(条例第3条、第10条)

どの議題でどう行うのかといったルールづくりを検討する。

(2)「議員の政策能力の強化」について(条例第4条、第13条)

政策提案が行われていない現状を踏まえ、引き続き議員の資質向上を図ることとし、各分野の専門家を招致するなどの議員研修の強化や、多様な意見交換の場の設置などに取り組む。

(3)検証の結果、条例の改正が必要なものは別途対応するものとする。

5. まとめ

平成21年に条例が制定されて以降、初めて行う検証であった。検証の方法については課題が残ったが、検証内容を協議するなかで、問題点、課題点なども確認することができた。

今回の検証を生かし、今後も町民に開かれた議会及び町民参加を基本としたまちづくりの推進に全力で取り組むところである。

北栄町議会基本条例 検証結果

附 則

北栄町議会は、多様化する町民の意思を的確に反映し、町民全体の福祉の増進、向上の責任を有する。

町民により選ばれた議員は、議会を構成し、町長とともに北栄町の二元代表制の一翼を担い、重要な意思決定をする。議会は、町民の負託にこたえるために、政策決定及び監視機関であるという権能を十分に駆使して、自由かつ達な討議をとおして、政策等の論点、争点を発見し、最良の意思決定をすることが使命である。そのためには、議員の資質向上を図るとともに、広く町民の意思を把握し、北栄町の意思決定に反映させることが不可欠である。

この使命を達成するために、積極的な情報の公開と共有、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由かつ達な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張関係の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定め、議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、責務を果たす議会を築くため、この条例を制定する。

評 価	評 価 内 容
X	検証の必要がないもの。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な意思決定機関としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした、北栄町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

評 価	評 価 内 容
X	検証の必要がないもの。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた、町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

評 価	評 価 内 容
C	取り組んでいるが不十分な点もある。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由かつ達な討議を重んじなければならない。

評 価	評 価 内 容
D	議員間討議については、どの議案で行うかなどルール作りが必要である。

2 議員は、町政の課題全般について、課題別、地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の選良にふさわしい活動をするものとする。

評 価	評 価 内 容
C	町民の意見を聞く機会をより一層設けていく。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

評 価	評 価 内 容
B	町民の意見を聞く機会をより一層設けていく。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

評 価	評 価 内 容
B	議会だより・ホームページで情報を公開、議会報告会で活動報告を行っている。今後は常任委員会・特別委員会の会議録を公表する。YouTube配信などの検討が必要である。

2 議会は、すべての会議を原則公開するとともに、常に町民の意見が反映されるような措置を講じるものとする。

評 価	評 価 内 容
B	会議は公開している。バリアフリー化の検討が必要である。

- 3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

評 価	評 価 内 容
C	引き続き、必要があれば積極的に実施していく。

- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を積極的に設けるよう努めるものとする。

評 価	評 価 内 容
C	引き続き、必要があれば積極的に実施していく。

- 5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

評 価	評 価 内 容
D	政策提案なし。政策提案が出来るよう、議員自ら勉強し努力する。

- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

評 価	評 価 内 容
A	ホームページで各議員の賛否を公表している。

- 7 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、町民に対する議会報告会及び意見交換会を年1回以上開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

評 価	評 価 内 容
C	実施しているが、参加者を増やすための工夫が必要である。

- 8 議会は、協働の町づくりを進めるため、積極的に活動するものとする。

評 価	評 価 内 容
B	町イベントへのボランティア参加を行った。町民の声を聴く場として、議会報告会（出前座談会）を実施している。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は、広く町政上の論点・争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

評価	評価内容
B	一問一答は定着している。

2 議長から本会議、常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て、論点・争点を明確にするための反問をすることができる。

評価	評価内容
A	議会側からすると出来ている。

3 議員は、町長の指揮下にある各種審議会等附属機関への委員としての参加は極力控える。

評価	評価内容
A	出来ている。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、町長が提案する計画、事業等(以下「計画等」という。)については、次に掲げる事項等の決定過程を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 計画等の発生理由
- (2) 検討した他の計画等の内容
- (3) 新町まちづくり計画における根拠又は位置づけ
- (4) 関係ある法令及び条例等
- (5) 計画等の実施にかかわる財源措置
- (6) 将来にわたる計画等のコスト計算

評価	評価内容
B	求めている。

2 議会は、町長から提供された情報をもとに論点・争点を明確にし、計画等執行後の評価に役立つような審議に努める。

評価	評価内容
B	1項は予算、2項は決算で町の計画・事業の評価を行うということであり、大筋は出来ている。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 議会は、予算案及び決算の審議に当たり、前条第1項の規定に準じ、町長に対し、分かりやすい説明資料を求めるものとする。

評価	評価内容
B	常に求めている。今後も引き続き行っていく。

(法律第96条第2項の議決事項)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法律」という。)第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

- (1) 基本構想及び総合的計画の策定及び変更
- (2) 都市計画マスタープランの策定及び変更
- (3) 介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定及び変更
- (4) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更

評価	評価内容
A	出来ている。これ以外のものについては、今後の検討課題である。

(監視、評価)

第9条 議会は、町長等の事務の執行について監視する責務を有する。

評価	評価内容
X	検証の必要がないもの。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、町民に町長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

評価	評価内容
X	検証の必要がないもの。

3 議会は、まちづくりの基本構想に基づく総合的計画について、その効果を常に検証し、評価する。

評価	評価内容
D	「常に」ということであれば、出来ていない。

第5章 自由かつ達な討議の拡大

(自由かつ達な討議)

第10条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を活発にすすめる。

- 2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び請願、陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由かつ達な討議により議論を尽くして、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 3 議員は、前各項の規定による議員相互間の自由かつ達な討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

評価	評価内容
D	議員間討議については、どの議案で行うのかなどルールづくりが必要である。平成27年度に庁舎統合の件で行った。町を2分するような重要案件では必要である。

第6章 議会・議会事務局の体制整備

(議会等の適切な運営及び一般会議の設置)

第11条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

評価	評価内容
B	必要に応じ、常任委員会、特別委員会を設置している。

- 2 議会は、諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。

評価	評価内容
D	平成30年に1団体設置した。今後も必要があれば設置する。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。なお、当分の間、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。

評価	評価内容
D	人数も増えていない、取り組みもしていない。

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

評 価	評 価 内 容
B	研修会への派遣等行っている。現在の研修については、今後も継続して実施する。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。

評 価	評 価 内 容
D	開催なし。

3 議会は、議員の資質向上のため、図書の実質を図るものとする。

評 価	評 価 内 容
C	予算の範囲で努めている。議員自らが必要な図書を提案し、選定後購入を決定し図書の充実を図る。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

評 価	評 価 内 容
B	広報誌は工夫して、分かりやすく出来ている。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会、町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

評 価	評 価 内 容
C	ホームページでの情報発信や、議会のYouTube配信を行っている。常任委員会の配信や、その他の広報手段を検討していく。

第7章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

第15条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して努めて議員が提案するものとする。

評 価	評 価 内 容
X	改正がなく、参考人制度、公聴会制度を活用することがなかった。 改正については、今後も研究、検討が必要である。

(議員報酬)

第16条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。
- 3 議員報酬の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して努めて議員が提案するものとする。

評 価	評 価 内 容
X	改正がなく、参考人制度、公聴会制度を活用することがなかった。 改正については、今後も研究、検討が必要である。

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

評 価	評 価 内 容
X	検証の必要がないもの。

第8章 最高規範性、検証・見直し手続

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

評 価	評 価 内 容
X	検証の必要がないもの。

(議会及び議員の責務)

第19条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

評 価	評 価 内 容
X	検証の必要がないもの。

(検証)

第20条 議会は、議会改革を不断に実行するため、定例議会後、議会内容及びこの条例の実施状況を検証しなければならない。

評価	評価内容
C	議会内容は行っているが、議会基本条例は検証していない。

(見直し手続)

第21条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを全員協議会において検討するものとする。

評価	評価内容
D	実績なし。

- 2 議会は、前項の規定による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

評価	評価内容
X	検証の必要がないもの。

参考：【北栄町議会基本条例 検証シート】

※実績の報告は、前議会の任期期間(H29. 10. 25R3. 10. 24)とした

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
(目的) 第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な意思決定機関としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本とした、北栄町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。		
		<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開をしっかりとしていく。 ・議会開催時だけでなく、議会終了後も YouTube で見たいと言う声があるので対応を。
(議会の活動原則) 第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた、町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・一般町民から内部で隠蔽工作を凶っていると思われぬよう今までどおり活動の公開を継続すること。 ・報告会などを開催しても同じ人が出席される。 ・新型コロナウイルス感染症予防のため、あまり活動ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表であるので、町民に活動内容等の公開は必須。 ・透明性・信頼性という意味でも情報の早期公開は必要。 ・議会報告会の参加者を増やしていく。(2) ・執行部に対して早めの情報提供か、事前の議会として討議があって欲しい。 ・透明性は重要、信頼性はもっと重要。 ・文中の「不断に」という文言は必要ないのではないか。
(議員の活動原則) 第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由かつ達な討議を重んじなければならない。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・議員相互の討議が少ない。(できていない) (3) ・議員相互間の討議は請願・陳情の審査では少し出来ていると思うが、他の部分では執行部とのやり取りに終始して出来ていない。誰 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進していくためには、PDCA サイクル的な仕組みが必要ではないか。 ・一般質問において簡潔明瞭、質問のみを求められることがあるが、通告関連で許された時間内であれば自由ではない

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
	が進行役をし、どの議案で討議するのか、ルール作りが必要。	か。 ・重んじている。
2 議員は、町政の課題全般について、課題別、地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の選良にふさわしい活動をするものとする。		
	・「町民の意見を的確に把握する」は課題別、地域別に町政の課題全般については出来ていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問での事前調査と町民の意見等を十分把握し、的確に述べるように努める。 ・内容は賛成できるが、実効性は困難では。 ・ふさわしい活動の評価がわからない。 ・議員各自の「不断の研さん」など主観的で自分以外では判断できない。議員個人の活動は見えない部分があり議会として検証できないのでは。 ・「町民の選良にふさわしい活動」というところが気になる。 ・議員各位の活動に任されているところだと思う。議会として町民の意見を聞く機会を設けるべき。
3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。		
	・まずは個別的な事案の解決。	<ul style="list-style-type: none"> ・町民全体の福祉の向上を目指し、あらゆる機会を通じて意見を言えるよう努める。 ・表現がおかしい。すべて個別的な事案ではない、町民代表としての意見である。 ・議員個人の活動は議会として検証できない。 ・各個人でやっている。 ・3項はなくても良いのではないか。→現行どおり
(町民参加及び町民との連携)		
第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。		
<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりの発行。 ・HPで議案、審議結果を公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録・会議録作成にあたり必要な予算を組んで迅速に公開できる仕組みの構築が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会、議会だよりを通じて、開かれた議会に取り組む。 ・議事録・会議録をHPで公開する。

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
		<ul style="list-style-type: none"> ・議会の様子を YouTube でいつでも見られるようにする。 ・当然。すべて達成は不明。
2 議会は、すべての会議を原則公開するとともに、常に町民の意見が反映されるような措置を講じるものとする。		
<ul style="list-style-type: none"> ・本会議は自由に傍聴可。 ・常任委員会、全協は許可により傍聴可。 ・会議録の公表は本会議のみ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴可になっているが、バリアフリーになっていないので改善必要。聴力障がい者、難聴者にとっては字幕、文字情報が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴可能なものについては、会議録は公開する。 ・常任委員会の会議録を公開する。(3) ・公開はされているが、町民にいかに関心を持ってもらえるか方策を考える。 ・常任委員会、特別委員会もインターネット配信の検討をしてはどうか。 ・していると思うが、すべて達成は不明。 ・ホームページの充実により情報発信に努める。 ・町民に発言の機会をあたえるべき。
3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。		
参考人招致 <ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会 H30：1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・公聴会は開かれていないのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より詳しい内容に精通した参考人の意見を聞く機会をもつべき。 ・その必要があれば活用すればよい。
4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を積極的に設けるよう努めるものとする。		
参考人招致 H30：1件、R3：1件		<ul style="list-style-type: none"> ・町民が請願・陳情を提案しやすい環境を作っていく ・今まで紙面だけだが、ITも利用し、意見交換が必要。 ・もっと聞く機会を設けるべき。 ・提案者の希望があれば、また議会が必要と判断すれば随時その場を設ければよい。
5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。		

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会・一般会議の開催（※同条第7項、第11条第2項と同じ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で機会が著しく減少。 ・政策提案が出来ていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会・一般会議で出された要望等意見を議会で取り上げ、政策提言に結び付けるよう努める。 ・「報告会」という名称が気になる。意見交換の場なので。時期も政策に反映できるよう考慮。 ・勉強する場が必要。 ・可能な時期になれば再開すればよい。 ・町報などで広く広報し、少人数でも対応するなど工夫し気軽に話し合いができるようにする。 ・政策立案特別委員会(仮称)を設け1年に1階でも執行部に提案してはどうか→今はそこまで必要ないのでは。提案があれば全協で協議する。
<p>6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・HPで各議員の賛否を公表。 	<p>そのため広報活動は極端に一部議員に偏ることなく公平になされるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行われている。(2)
<p>7 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、町民に対する議会報告会及び意見交換会を年1回以上開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。</p>		
<p>出前座談会 H30：6自治会 R1：4自治会 議会報告会 R2：2か所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で機会が著しく減少。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろなメディア（町報、議会便り、HP、FB、TC）を通して周知する。 ・議会報告会・地域座談会は開催されているが、多くの町民に参加していただき、意見をもらえる方策が必要である。 ・「報告会」という名称が気になる。意見交換の場なので。時期も政策に反映できるよう考慮。 ・可能な時期になれば再開すればよい。 ・参加者が少ないので、工夫が必要。(2)
<p>8 議会は、協働の町づくりを進めるため、積極的に活動するものとする。</p>		

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
<ul style="list-style-type: none"> 議員個人の活動は議会として検証できない 		<ul style="list-style-type: none"> 町民の声を聴く場が必要。→報告会、座談会を実施している。 目指す姿はどういうものか、議論が必要。 議員により差異がある。議員個人の活動は議会して検証できない。→「議会」としてどうかという条文ある。議秋だけではなく、町民の意見を聞いたかどうかということであり、出来ている。 砂丘まつりや、すいか・ながいも健康マラソンでボランティアとして参加だいた。
<p>(町長等と議会及び議員の関係)</p> <p>第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は、広く町政上の論点・争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> 論点、争点が明瞭でない場合がある。 一問一答の方式はほぼ定着しているが、たまに質問の流れから、2問合わせての質問となる場面がある。関連があれば良い場面もあると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 行われている。 議員により差異がある。 ほぼできている。
<p>2 議長から本会議、常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て、論点・争点を明確にするための反問をすることができる。</p>		
<p>反問件数</p> <p>H29 : 1回、 H30 : 1回</p> <p>H31 : 1回、 R1 : 3回</p> <p>R3 : 1回</p>		<ul style="list-style-type: none"> もう少し反問してもよいと思う。 それは執行部側のこと。 論点・争点を明らかにすることであり、聞き直しも反問の一つ。 今までの運用で議長の裁量により反問を許可する。
<p>3 議員は、町長の指揮下にある各種審議会等附属機関への委員としての参加は極力控える。</p>		
		<ul style="list-style-type: none"> 出来ている。 各議員の行動は全て把握できないので判断できない。

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
		<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長会等で周知し、だいぶ徹底されてきたと思う。申し合わせにより該当の役職を受けた場合は報告をして全議員把握している。
<p>6条 議会は、町長が提案する計画、事業等(以下「計画等」という。)については、次に掲げる事項等の決定過程を明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 計画等の発生理由</p> <p>(2) 検討した他の計画等の内容</p> <p>(3) 新町まちづくり計画における根拠 又は位置づけ</p> <p>(4) 関係ある法令及び条例等</p> <p>(5) 計画等の実施にかかわる財源措置</p> <p>(6) 将来にわたる計画等のコスト計算</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・全般的に行政側が説明不足のまま提案されるケースが目立った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課担当者のより詳しい説明を求める機会を多くすべきである。 ・質問しなくても、議会として要求はできないものか。これらの説明があると理解しやすい。 ・当然必要があれば求めればよい。 ・予算説明会に提出している概要書はこの項目が入っている。この項目に沿ったもので説明するようお願いし、議会からも伝えていく。→予算説明会で確認する。 ・新町まちづくり計画は今もあるのか。→合併特例債を使うために必要な計画。今もある。
<p>2 議会は、町長から提供された情報をもとに論点・争点を明確にし、計画等執行後の評価に役立つような審議に努める。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・執行後については努めていないかも。 ・計画執行後の評価はできていない。 ・計画執行後の評価を行うような場がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行われていると思う。 ・「努める」の表記は判断が難しい。自主申告する場面を作っては？ ・「計画等執行後の評価に役立つような審議に努める」とは、計画等執行後の評価をやりなさいということか。

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
		<ul style="list-style-type: none"> ・議会として大切な部分。 ・PDCA サイクルに基づき検証するのが議会の役目である。 ・1項は予算で、2項は決算で町の計画・事業の評価を行うこととすれば、大筋では出来ている。 ・6条の基本的なスタンスは、情報をきっちりと受け取って議論を明確にしていくことだろうと思う。
<p>(予算・決算における政策説明資料の作成)</p> <p>第7条 議会は、予算案及び決算の審議に当たり、前条第1項の規定に準じ、町長に対し、分かりやすい説明資料を求めるものとする。</p>		
		<ul style="list-style-type: none"> ・説明の分かりにくいものはその都度、議員各位から指摘がなされている。 ・各課担当者のより詳しい説明を求める機会を多くすべきである。 ・提供された情報に質問(?)が必要な場合がある。 ・当然。 ・予算・決算調査特別委員会(仮称)の設置を議論すべき。
<p>(法律第96条第2項の議決事項)</p> <p>第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法律」という。)第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1) 基本構想及び総合的計画の策定及び変更</p> <p>(2) 都市計画マスタープランの策定及び変更</p> <p>(3) 介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定及び変更</p> <p>(4) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更</p>		
		<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ4項目だけなのか疑問。 ・これをどう検証せよというのか、よく理解できない。 ・町長提案の追認になっていないか議論が必要。 ・「障がい」が入ってないのが気になる。

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランはあるのか。→なし ・定住自立圏構想の関係が入っていないのはなぜか。→執行部提案。協定の締結・変更は議決が必要（総務省通知）
<p>(監視、評価)</p> <p>第9条 議会は、町長等の事務の執行について監視する責務を有する。</p>		
		<ul style="list-style-type: none"> ・実行されていると思う。 ・当然。 ・何を持って監視するのか。→今、我々が行っている議決のこと。審議をつくして結果を出すことが、町民に対して議会どんな評価をしたのか知らしめることになる。議会が町をチェックする基本的なことを言っている。方法がどうというより姿勢の問題。
<p>2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、町民に町長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。</p>		
		<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより等で町民に伝えていると思う。 ・していると思う。 ・評価の方法をどうするか。→1項と同様。
<p>3 議会は、まちづくりの基本構想に基づく総合的計画について、その効果を常に検証し、評価する。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「常に」は、していないでしょう。 ・議会として検証、評価していない。(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・常に検証とあるが、曖昧だと思われるので、いつやるか明確にするべき。
<p>(自由かつ達な討議)</p> <p>第10条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を活発にすすめる。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・活発までとはなっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ねしていると思う。 ・討議を活発にするためのルールが必要。 ・もう少し調査が必要。先例を参考に検討してはどうか。 ・以前庁舎統合の件で議員間討議を行った。町を2分するか、何かを無くすというようなことがある時には必要である。
<p>2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び請願、陳情に関して審議し結論を出す場合、議</p>		

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
員相互間の自由かつ達な討議により議論を尽くして、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。		
	・議員間の討議ができる場が無い。	・討議はなされているが、より一層積極的に論議していく。 ・議員により差異があるが概ねしていると思う。
3 議員は、前各項の規定による議員相互間の自由かつ達な討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。		
条例改正案提出 R3：1件	・あまり出来ていない。	・政策、条例等の議案の提出を積極的に行うべきである。 ・必要があればいくらでも行う。 ・議案提出のための特別委員会が必要。
(議会等の適切な運営及び一般会議の設置)		
第11条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。		
(特別委員会) ・道の駅整備に関する調査特別委員会 ・北条川放水路に関する調査特別委員会(委員会) ・教育委員会との意見交換会 H30：1回、R1：1回 ・大谷自治会との意見交換会 R3：1回 ・災害現場視察 R3：1回		・必要に応じ、常任委員会、特別委員会等が適切に開催されていると思う。 ・関連課からの説明に関しての意見交換になっている。(議員同士の意見交換はどのような場でできるのか) ・機動力という表現はこの場合疑問だがそこそこ、適切に運営されていると思う。 ・「～特別委員会等を適切に設置運営する」と改めてはどうか。
2 議会は、諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。		
実績なし	・コロナ禍で機会が著しく減少	・可能な時期になれば設置したい。 ・設置してあると思う。

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
<p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第 12 条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。なお、当分の間、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。</p>		
		<ul style="list-style-type: none"> ・当分の間とは、何時までなのか。(3) ・「法務機能」とは具体的に何。 ・以前は正職3名であったので、強化には当たらない。 ・能力は正職かどうかは関係ない。 ・「強化」の意味が分からない。体制が整備されていればそれで良い。 ・「なお～」以降は削除してはどうか。
<p>(議員研修の充実強化)</p> <p>第 13 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県議長会、中部議長会主催研修への参加 ・ 町議会主催研修の実施 ・ 新議員研修の実施 ・ JIAM研修への派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍で機会が著しく減少。 ・ JIAM 研修は議員が希望すれば複数回参加、自費参加を認めて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的に研修会等に参加し、資質向上を図りたい。 ・ 研修案内情報は多くあるが、おすすめ情報も欲しい。 ・ JIAM 研修は議員が希望すれば複数回参加、自費参加を認めて欲しい。 ・ 可能な時期になれば努める。
<p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。</p>		
開催なし		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「積極的に」とあるので、積極的にやりましょう。 ・ 今後は開催するようにすべき。 ・ まだ無いので希望する。 ・ 大型事業、新規事業のうち町民に大きく影響する案件の研修、研究会の開催を。
<p>3 議会は、議員の資質向上のため、図書の実質を図るものとする。</p>		
蔵書数 書籍 70 冊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書が充実しているとはいえない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、利用したい。 ・ 書店で買うべき。

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
DVD 8本 雑誌、予算・決算関係		<ul style="list-style-type: none"> ・「地方財務」の定期購入。 ・使用された回数が検証されるべきではないか。 ・議員の資質向上のためには図書の充実だけにこだわらず、ネットによる講演会の動画配信が増えている現状があるので、情報の提供を積極的行うことで目的を達成していく手法もある。 ・県内公立図書館も利用してはどうか。
<p>(議会広報の充実)</p> <p>第14条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。</p>		
議会だよりの発行		<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりの充実により、読みやすくなっている。 ・議会だよりの紙面の工夫を常に行う。 ・過去、国県レベルの評価は得ている。 ・議会のホームページでの発信を増やすべき。
<p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会、町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・読ませたいがために、大げさにならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・HP, FBの活用の幅を広げる。 ・インターネットでの配信により、徐々に町民への浸透は出来ていると思が、受信する側の数がわからない。 ・委員会のインターネット配信も検討する。 ・もっと活動を分かりやすいようにすべき。 ・国のDX推進の先取りをする。 ・行政や議員の行動をいたずらに誇張したり歪曲せず事実を冷静に客観的な視点から伝えるのは当然。
<p>(議員定数)</p> <p>第15条 議員定数は、別に条例で定める。</p> <p>2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。</p>		

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
(参考) H21年3月、条例改正 18名→15名	<ul style="list-style-type: none"> 定数改正を訴える町民が多いので検討を始める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 早期に取りかかって、結果を町民の意見の集約から始め、経過、結果を町民に返すべき。 議会報告会等を通じて町民の意見を集約し、また参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、更に議員個々の見解を求め慎重に判断すべきである。(2) 早急に検討すべき。 議員定数の検討に関しては公聴会等を開催することが決まっている以上、結論を出すためには時間が必要である。また、選挙1年以上前に決定し周知することが立候補予定者に対して必要である。よって、特別委員会を早急に立ち上げ、スケジュール感を明らかにして議論を深めるべきである。 議員定数の検討は、任期中に必ず検討をすとの条例改正をするべき。 議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用する。 調査特別委員会の設置が必要。 必要があれば当然。 自分の周りには、定数が多いと思っている人は多い。 スケジュールを示してから取り組むべき。
3 議員定数の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して努めて議員が提案するものとする。		
	<ul style="list-style-type: none"> 定数改正を訴える町民が多いので検討を始める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 早期に取りかかって、結果を町民の意見の集約から始め、経過、結果を町民に返すべき。 調査特別委員会の設置が必要。
(議員報酬) 第16条 議員報酬は、別に条例で定める。		

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。		
	・ 人事院勧告に基づく期末手当の改正も、この条項に該当するのではとの意見がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定数改正と合わせ、適正な報酬についての町民の意見の集約を図るべき。 ・ 必要に応じて、検討していけばよいと思う。 ・ 人事院勧告に基づく期末手当の改正を明確にすべき。 ・ 期末手当は報酬にあたらないと明文化すべき。→解説に加える。 ・ 調査特別委員会の設置が必要。
3 議員報酬の条例改正案は、法律第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して努めて議員が提案するものとする。		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 定数改正と合わせ、適正な報酬についての町民の意見の集約を図るべき。 ・ 任期中の改正は不要。 ・ 調査特別委員会の設置が必要。
(議員の政治倫理)		
第 17 条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員としての倫理性を自覚し、町民に寄り添い、公平・公正な見地から議員活動を行っていく。 ・ 高い倫理観をもつのは当然。影響力を行使するなど、今後、過去においてもあってはならぬこと。
(最高規範性)		
第 18 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。		
		・ 尊重すべき条例であり、行動していくべきである。

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
<p>(議会及び議員の責務)</p> <p>第 19 条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。</p>		
		<ul style="list-style-type: none"> ・町民に納得していただけるよう条例を念頭において日々活動していく。 ・当然。
<p>(検証)</p> <p>第 20 条 議会は、議会改革を不断に実行するため、定例議会後、議会内容及びこの条例の実施状況を検証しなければならない。</p>		
<p>毎定例会最終日に実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検証会議を行っているが、定例会議中のことのみで終わっている。 ・この条文の背景を明確にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ここ何年かしている。 ・検証会議の内容を充実させる必要がある。 ・常任委員会改選前と議会改選前の 2 回検証シートを活用して、チェックをする。
<p>(見直し手続)</p> <p>第 21 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを全員協議会において検討するものとする。</p>		
<p>実績なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検証を行う時期として「一般選挙を経た任期開始後」は難しい。 ・検証は任期終了前に在任議員でしていただき、一般選挙後にその内容を任期開始後速やかに公表伝達していただくのが良い。 ・PDCAのCは任期中に終わらせておくべき。でなければAに繋がらない。 ・新人議員において、検証は難しい。→新人議員には難しいと言われるが、議員になってすぐに議案を採決していることを考えたら出来るはず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・任期開始後に前の任期での達成状況を確認し、新しい任期につなげることには意味がある。 ・時期の検討は必要。 ・改選後、2 ないし 3 年後がよい。 ・「一般選挙を経た～速やかに、」を削除してはどうか。 ・改選後すぐではなく、年に 1 回定期的にするとしたらよいのでは。 ・「できるだけ速やかに」を柔軟にとらえて「6 か月から 1 年以内に」としてはどうか。 ・このままの書きぶりで良いのでは。柔軟な対応ができる。 ・新人議員としても良い勉強の機会となった。一般選挙を経た後というのも意味がある。

条 文		
実 績	取組上の課題など	主な意見
		<ul style="list-style-type: none"> ・20条との関係はどうか。 ・全員協議会でよいか。→ 意見なし。
<p>2 議会は、前項の規定による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・検証を行う時期として「一般選挙を経た任期開始後」は難しい。 ・検証は任期終了前に在任議員でしていただき、一般選挙後にその内容を任期開始後速やかに公表伝達していただくのが良い。 ・PDCAのCは任期中に終わらせておくべき。でなければAに繋がらない。 ・改善の見直しを行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・任期開始後に前の任期での達成状況を確認し、新しい任期につなげることには意味がある。 ・検証結果を基に、必要であれば改善していく。
<p>3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・改正の議論をされたことがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当然のことである。